

第5期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第5回）

1 日 時

令和6年7月10日（水） 午後1時から午後3時まで

2 場 所

東京都庁第二本庁舎 10階 210・211 会議室

3 出席者

和田委員長、宮古委員長職務代理者、中村委員、梅田委員、角南委員、瀬戸本委員、
黛委員、三浦委員（8名）

※ 欠席 田中委員、坂上委員（2名）

4 事務局参加者

山田指導部長、藤田指導部指導企画課長、坂本指導部義務教育指導課長、中村指導部特別支援教育指導課長、市村指導部高等学校教育指導課長、鈴木指導部主任指導主事（教育評価・学力調査担当）、山本指導部主任指導主事（産業教育担当）、福田指導部主任指導主事（生徒指導担当）、小野指導部主任指導主事（人権教育担当）、瀧田指導部主任指導主事（情報教育担当）、濱田統括指導主事（生活指導担当）、金子統括指導主事（生活指導担当）、佐藤統括指導主事（不登校施策担当）、福地統括指導主事（理数教育・環境教育担当）、小柴統括指導主事（特別支援教育担当）、松井統括指導主事（生活指導・産業教育担当）、松浦統括指導主事（総務部デジタル推進課）、塚原統括指導主事（東京都教職員研修センター）

5 傍聴者

0名

6 報道機関

取材0社

7 審議内容

- (1) いじめ防止対策推進法第28条及び第30条第1項に基づく報告について
- (2) いじめ防止対策推進法第28条及び第30条第1項に規定する重大事態に関する事例研究について
- (3) 第5期 東京都いじめ問題対策委員会の答申について

8 審議記録

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

失礼いたします。皆様、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。開会に先立ちまして、委員の皆様、御連絡をさせていただきます。

まずは、資料の確認です。皆様の机の上にタブレットを置かせていただいております。画面には、一覧が表示されており、例えば、一番上に次第があるかと思いますが、その「00 次第」というのを押していただきますと、次第が開きます。そして、その画面の左上に「戻る」があるかと思いますが、そこを押していただきますと、一覧に戻ります。このように、資料を切り替えていただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。途中で機器の調子が悪くなったとか、変な画面になってしまったというトラブルがございましたら、係にお知らせください。

次に、本日の取材・傍聴の状況についてです。本日、取材申込み及び傍聴希望はありませんでした。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、和田委員長、会議の進行をお願いいたします。

【和田委員長】

皆さん、御無沙汰しております。こんにちは。大変、お暑い中、お運びいただきましてありがとうございます。

前回は1月でしたので、だいぶ期間が経ってしまいましたけれども、今日はいよいよ答申ということになりますので、御意見の程、どうぞよろしく願いたいと思います。

本日は、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員8名の方々に参加していただき、定数に達しております。なお、田中委員、坂上委員、本日、所用により御欠席との連絡をいただいております。

それでは、ただ今から、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の第5回会議を開会いたします。

会議の冒頭に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日の審議事項1は、「いじめ防止対策推進法第28条及び第30条第1項に基づく報告について」、審議事項2は、「いじめ防止対策推進法第28条及び第30条第1項に規定する重大事態に関する事例研究について」となっております。「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則第6条第4項」には、「対策委員会が当該の調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。」と規定されています。これらの2点の審議事項は、個人情報扱うこととなります。また、審議事項3「第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の答申について」は、東京都情報公開条例第7条に規定する不開示情報を扱うこととなります。以上のことから、本日の審議3点につきましては非公開といたしたいと考えております。

これについて御意見は、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。「異議なし」ということで認めたいと思います。よって、3点目の審議事項については非公開とさせていただきます。それでは、会議を進行いたします。

はじめに、東京都教育庁 山田道人指導部長から御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

【挨拶（山田指導部長）】

4月に着任いたしました指導部長の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、御多用の中、第5回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。また、日頃から、都内公立学校におけるいじめ防止対策の推進に多大なる御尽力をいただいておりますことに、改めて御礼申し上げます。会の冒頭に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

令和3年3月、東京都は「東京都教育施策大綱」を策定いたしました。この大綱が目指すべき教育の在り方として、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望をもって自ら学び、育つ教育」とあり、私たちは「子供たちにとって何が一番良いか」を常に考え、各取組の充実を図っているところでございます。また、令和6年3月に都教育委員会は、東京都教育ビジョン（第5次）を策定いたしました。「未来の東京」に生きる子供の姿として、「自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる」、「他者への共感や思いやりをもつとともに、自己を確立し、多様な人々が共に生きる社会の実現に寄与する」姿を示しており、予測困難な時代にあっても、全ての子供が将来への希望をもって自ら学び、育っていくことができるよう、学校教育を通して導いていくことが何よりも大切であると考えております。

いじめ問題への取組については、教職員がいじめの定義を正しく理解することで積極的な認知が促進されたことや、小学校段階から継続的にいじめ防止に関する事業を行ってきたことにより、子供たちの多くが「いじめはよくない」ということを認識するなど、これまでの取組による成果が着実に表われてきていると捉えております。一方で、重大事態に関する認識や取組については、未だ多くの課題があると考えております。

本日、「いじめ防止対策推進法第28条及び第30条第1項に規定する重大事態」に関する内容について、御審議を御依頼しております。委員の皆様には、ぜひ忌憚のない御意見を賜りたく、お願いを申し上げます。

さて、委員の皆様方に委員をお願い申し上げます「第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」は、今月末で2年間の任期が満了となります。本日は、東京都公立学校における「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づく取組の推進状況について検証をいただきまして、明らかとなった問題の改善に向け、答申案を作成していただくこととなっております。委員の皆様方の専門的な見地から、学校や教職員一人一人のいじめ防止に対する取

組の改善につながる御提言をいただきたいと考えております。御審議のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

結びに、これまで和田委員長をはじめ、委員の皆様には、私共、東京都教育委員会に対して、多大なる御尽力をいただきましたことに心から感謝を申し上げますとともに、今後とも御指導・御助言をくださいますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

【和田委員長】

ありがとうございました。

ここで、本対策委員会の委員の紹介をさせていただきます。資料1の「委員名簿」を御覧ください。1名の委員が変更となっておりますので、自己紹介をお願いしたいと存じます。三浦委員、お願いいたします。

【三浦委員】

はい。練馬区の教育長に、今月、7月1日付で就任しました三浦と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。就任して、すぐ特別区教育長会の会長区というものとなっているので、自動的にこの会にも出席させていただいております。

私は、6月まで2年と少し、教育振興部長という役職にいましたので、いじめについては、私共も非常に頭を悩ましているというところがございます。令和元年からこれまで7件重大事態があつて、そのうち二つが、第三者委員会による調査というところまで発展をしています。やはり、見ていると、保護者と学校との関係、そのコミュニケーションの取り方というのが非常に大事だというのは、それぞれのケースを見て感じております。

そういったところも問題点として挙げていただけるのかなとは思いますが、最後ということなので、できる限り、私が感じていることなどを盛り込めればいいかなとは思っております。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

【和田委員長】

三浦教育長、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、早速、議事を行います。進行に御協力いただきますようお願いいたします。

はじめに、事務局から、「東京都におけるいじめ防止対策を推進するための取組について」御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局（藤田指導部指導企画課長）】

指導部指導企画課長の藤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

都教育委員会は、都内公立学校におけるいじめ問題への取組の充実を目指し、これまで、各区市町村教育委員会の指導主事等を対象といたしました連絡協議会、都内全公立学校の

生活指導担当の主任を対象とした研修会等を実施してまいりました。今年度は、特に、都立学校におけるいじめ問題への取組の改善に向けた組織的な対応を一層推進するため、都立学校を対象とした「いじめ防止等連絡協議会」を開催いたしました。

この経緯について、2点、御説明申し上げます。資料4をお開きいただけますでしょうか。こちらの2枚目になります。前回の対策委員会でも御覧いただきました「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」の一部でございます。資料左の「いじめの認知件数の推移」、資料右の「いじめの認知件数がゼロの学校の割合」、高等学校特別支援学校においては、小学校・中学校と比べて低い傾向にあることが分かるかと思えます。校種による発達の段階や校数の違いがあるとはいえ、私共といたしましては、この現状を課題と捉えております。

続きまして、3枚目を御覧いただけますでしょうか。こちら、前回の対策委員会で御覧いただきました「東京都立学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況」として報告させていただいたものです。いじめ総合対策【第2次・一部改定】で掲載しております「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」、こちらは、都内公立学校及び公立学校に勤務する全ての教員が実施するよう、取組の推進を図ってまいりました。都立学校においては、御覧のように、「いじめに関する授業の実践」、それから「保護者への基本方針の伝達」、この2項目の数値が顕著に低いという現状がございました。

これらのことから、今年度初めて都立学校を対象とした「いじめ防止等連絡協議会」を実施したところでございます。

恐れ入ります、1枚目にお戻りいただけますでしょうか。この、いじめ防止等連絡協議会では、当日の内容を、各校において確実に伝達し、実施してもらうため、参加対象を副校長と生活指導主任の2名といたしました。6月の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」でございますけれども、この機会を、より充実したものとなるよう、5月中に開催をいたしました。3回とも同じ内容でございます。「いじめの未然防止と認知の組織的対応について」というテーマで、このいじめ総合対策【第2次・一部改定】を用いまして、途中、協議を入れながら実施いたしました。いじめ防止対策推進法で定められているいじめの定義を確認するなど、基本的な内容を改めて確認するとともに、各校における組織的な対応や、教育相談体制、保護者との連携について見直したり、協議をしたりすることで、いじめの未然防止や初期対応に関する理解を深めました。

出席者の皆様からは、「制度の理解と組織的対応のため、今一度改めて人権教育プログラムやいじめ総合対策を読み込み、共通理解を図ること、また、日々の周知の繰り返しや、生徒、教員からの報告の傾聴の姿勢の大切さを学んだ」「自身のいじめの認識の甘さを痛感した」などの感想が寄せられておりまして、取組の成果があったと捉えております。

この「いじめ防止等連絡協議会」実施の成果につきましては、6月に続き実施されます、11月の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」における取組状況の調査結果においても精査をしていく予定でございます。

報告は以上でございます。

【和田委員長】

はい、ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、御質問はございますでしょうか。

私の方から2点よろしいでしょうか。

まず第1に、高等学校などにおいて、特に小・中学校と違って、道徳の授業がないわけですよ。そのときに、いじめに関する授業の実施について、都教委としては、どのような時間に、どのような授業を行うなど、どういう御指導をされているのかということを確認させてください。

それから、もう1点は、これも小・中学校と違って高等学校などは、保護者会の回数や、あるいは保護者への伝達、学校が保護者とお会いする機会が少ないのではないかと、思っているのですけれども、これについて、保護者の理解を得るためにどのような方策が必要なのか、ということについてどのような御説明をされているのか、お伺いできればと思います。よろしくをお願いします。

【事務局（市村指導部高等学校教育指導課長）】

高等学校教育指導課の市村と申します。

まず、初めの道徳の授業がない中で、ということなのですけれども、道徳的なものというのは、全ての教科を通じて指導するということになっておりますとともに、東京都では「人間と社会」という東京都独自の設定教科、科目をもってございまして、その中でも扱うことはできるようになっております。

次に、保護者会が少ないこと、私たちのフォローなどのお話ですけれども、確かに全学区、全地域から来ているということから、なかなか小・中学校のように頻繁に保護者会が開けるということはないかと思うのですけれども、ただ、今オンラインもできるようになっております。必要に応じて、オンラインでの開催も可能でございます。そういった意味では、対面の機会も活用しつつ、必要に応じてオンラインとの併用。それから個別に生徒の状況を把握するような、そういうシステムも東京都にはございますので、そういったものでなるべくきめ細かく見ていくということを行っているところでございます。

【和田委員長】

はい、ありがとうございました。

他に委員の方、御質問等があれば、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それでは、審議に移りたいと思います。ここからは、非公開ということになっております。

【和田委員長】

ありがとうございます。以上で本日の審議は、全て終了といたします。
進行を事務局の方にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

和田委員長、委員の皆様、貴重な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。
最後に、事務連絡をさせていただきます。会議録についてでございます。2週間後を目途に、会議録の案を、委員の皆様のメールアドレス宛に送信させていただきます。お忙しいところ大変恐縮ではございますが、5日間程度の間で内容を御確認いただきまして、修正がある場合につきまして、御連絡をいただきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、2年間にわたり、御指導いただきまして、誠にありがとうございました。